○袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則 令和元年6月28日規則第5号

改正

令和3年3月31日規則第3号 令和4年3月30日規則第4号 令和4年3月31日規則第7号 令和4年3月31日規則第18号 令和5年3月31日規則第17号 令和6年6月17日規則第25号

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 (令和元年袋井市条例第10号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(意見の申出)

第3条 条例第10条第3項の規定による意見の申出を行おうとする者は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対し再生可能エネルギー発電事業の内容に対する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出するものとする。

(近隣関係者との協議)

- 第4条 事業者は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣 関係者に対し当該意見書に対する見解を示した書類(以下「見解書」という。)を提出し、協議 しなければならない。
- 2 事業者は前項の見解書を提出するときは、近隣関係者に対しその内容を説明し、当該近隣関係 者の理解を十分に得るよう努めなければならない。

(事前協議及び届出等)

- 第5条 事業者は、条例第11条第1項の規定による届出及び条例第12条の規定による同意の申請の前に、市長と事前協議を行うものとする。
- 2 条例第11条第1項の規定による届出並びに条例第12条第1項及び第2項の規定による同意の申

請は、再生可能エネルギー発電事業届出書(同意申請書) (様式第1号) に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 確約書(様式第2号)
- (2) 再生可能エネルギー発電事業計画書(様式第3号)
- (3) 説明会実施記録(様式第4号)
- (4) 意見書
- (5) 見解書
- (6) 事業区域の位置図 (案内図)
- (7) 計画平面図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 条例第11条第2項の規定による変更の届出又は条例第12条第3項の規定による変更の同意の申請は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書(同意申請書)(様式第5号)に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。
- 4 条例第11条第2項及び条例第12条第3項に規定する軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 再生可能エネルギー事業の工事着手予定日を当該工事着手予定日とされた日後にする変更
 - (2) 再生可能エネルギー事業の廃止予定日を当該廃止予定日とされた日前にする変更
 - (3) 事業区域の面積を減少する変更
 - (4) 太陽電池モジュールの総面積を減少する変更
 - (5) 再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(同意)

第6条 市長は、条例第12条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電 事業同意通知書(様式第6号)又は再生可能エネルギー発電事業不同意通知書(様式第7号)に より通知するものとする。

(同意の基準)

- **第7条** 条例第13条第1項に規定する規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために、 必要な措置が講じられているとして、第14条に定める袋井市再生可能エネルギー発電事業対策 委員会(以下「委員会」という。)が認めるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(関係書類の閲覧)

第8条 事業者は、条例第14条の規定により閲覧をさせる場合には、あらかじめ閲覧させる場所及 び時間を定めて行わなければならない。この場合において、近隣関係者から閲覧の求めがあった 場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(着手等の届出)

- 第9条 条例第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業の着手届は、再生可能エネルギー発電事業着手届(様式第8号)により行うものとする。
- 2 条例第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業の中止又は再開の届出は、再生可能エネルギー発電事業中止(再開)届(様式第9号)により行うものとする。
- 3 条例第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出は、再生可能エネルギー発 電事業廃止届(様式第10号)により行うものとする。

(完了の届出)

第10条 条例第16条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備の設置(撤去)完了 届(様式第11号)により行うものとする。

(維持管理に関する報告)

- 第11条 条例第17条第1項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書(様式第12号)により行うものとする。
- 2 条例第17条第2項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書(様式第13 号)により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入調査 員証(様式第14号)によるものとする。

(指導、助言及び勧告)

- 第13条 条例第20条第1項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電事業指導助言通知書(様式第15号)によるものとする。
- 2 条例第20条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書(様式第16号)によるものとする。

(委員会)

第14条 再生可能エネルギー発電事業に係る再生可能エネルギー発電事業計画を調査審議するため、 委員会を置く。 (所掌事務)

- 第15条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 再生可能エネルギー発電事業に係る法令等に基づく再生可能エネルギー発電事業の計画について調査審議すること。
 - (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定する調査審議を行うほか、再生可能エネルギー発電事業について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第16条 委員会は、委員長及び委員7人で組織し、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 委員長 環境水道部環境政策課長
 - (2) 委員 企画部企画政策課長、産業部産業未来課長、産業部農政課長、都市建設部都市計画 課長、都市建設部建築住宅課長、都市建設部土木防災課長、都市建設部維持管理課長及びその 他委員長が必要と認める職員

(委員長)

- 第17条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務 を代理する。

(審議)

- 第18条 委員会の審議は、委員長が招集する会議において行う。ただし、急を要する場合又はその 他特別な事業がある場合は、回議の方法により審議することができる。
- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、再生可能エネルギー発電事業計画を審議するため必要があると認めるときは、会議 に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員長は、審議が終了したときは、その結果を市長に報告する。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、環境水道部環境政策課において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業と の調和に関する条例施行規則の規定により使用している様式は、改正後の袋井市自然環境、景観 等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則(令和5年3月31日規則第17号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月17日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

再生可能エネルギー発電事業届出書 (同意申請書)

年 月 日

袋井市長

届出者 住所 法人その他の団体にあっては 主たる事業所の所在地 (申請者) 氏名 法人その他の団体にあっては その名称及び代表者の氏名

電話

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条 第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。(同条例12条第 項の 規定による同意を受けたいので、併せて申請します。)

事業区域の所在	也
事業区域の面	iji m²
再生可能エネルギー発電事業の種具	引 太陽光発電・風力発電・バイオマス発電
太陽電池モジュールの総面積・枚	数 ㎡ パネルの枚数 枚
風力発電設備の高さ・設置	m 設置数 基
バイオマス発電設備の設置面積・設置	数 m 設置数 基
想 定 発 電 出	カ k w
想定年間発電電力	献 kwh
改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気 調達に関する特別措置法第9条の事業認定申請	
再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措 法 第 9 条 の 事 業 認 定 申 請 の 認 定	
再生可能エネルギー発電事業の工事着手予定	年 月 日
再生可能エネルギー発電事業の廃止予定	年 月 日
再生可能エネルギー発電設備等の管理の 方法 (廃止後において行う措置を含む。	\$***

様式第2号(第5条関係) 様式第2号(第5条関係)

確 約 書

袋井市において再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、次の事項を遵守し、 適切に管理していくことを確約いたします。

- 1 再生可能エネルギー発電事業を行うために必要となる各法令の規定を遵守し、基準 等に基づいた設計の実施をすることを確約いたします。
- 2 近隣関係者との協調及び連携を図るとともに、地域の景観及び環境保全並びに防災 安全面に対し十分配慮いたします。
- 3 事業区域の雑草等により隣地の土地に被害を与えないよう対処します。
- 4 再生可能エネルギー発電事業によって近隣関係者に被害が及ぶときは、誠意をもって解決します。
- 5 再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、事業者の負担と責任において、再 生可能エネルギー発電設備の全てを撤去いたします。
- 6 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売し、又は譲渡したときは、当該確約を 当方が相手側に責任をもって承継します。

年 月 日

袋井市長

電話

(表)

再生可能エネルギー発電事業計画書

事業者住所		
事 業 者 名	電話	
工事施工者住所		
工事施工者名	電話	
設 計 者 名	電話	
事業区域の所在地		
事業区域の面積	m²	
再生可能エネルギー発 電 事 業 の 種 別	太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス	発電
太陽電池モジュールの総 面積 ・ 枚数	m² パネルの枚数	枚
風力発電設備の高さ・設置数	m 設置数	基
ハ * イオマス発電設備の 設置面積・設置数	m² 設置数	基
想 定 発 電 出 力		k W
想定年間発電電力量		k W h
電気工事施行者住所		
電気工事施行者名	電話	
事業区域の管理者住所		
事業区域の管理者名	電話	
保守点検施工者住所		
保守点検施工者名	電話	
緊急時の連絡先住所		
緊急時の連絡先名	電話	

(裏)

関	係		令	□鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
12.3	1711	14	,,,	□農地法
				□森林法
				□農業振興地域の整備に関する法律
				口砂防法
				□急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
				□地すべり等防止法
				□海岸法
				□河川法
				□道路法
				□自然公園法
				□都市計画法
				□文化財保護法
				□静岡県文化財保護条例
				口袋并市文化財保護条例
				□袋井市景観条例(袋井市景観計画)
				□工場立地法
				□その他()

備考 該当する関係法令がある場合は□にレを付ける。

説明会実施記録

事業区域の所在地						
開催日 年 月 日(回目)場所						
説明者名(人数)	(人)				
参加者名 (人数)	(人)				
説明会の内容(説明会で配布した資料を添付すること)						
近隣関係者の意見、要望						
近隣関係者の意見、要望への回答						

上記報告については、説明会の内容と相違ありません。

袋井市長

年 月 日

電話

年 月 日

自治会長 住所

氏名

(17)

電話

備考 50kM未満の設備に関する説明会実施記録は、自治会長の署名を省くことができる。

再生可能エネルギー発電事業変更届出書(同意申請書)

年 月 日

袋井市長

電話

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。(条例第12条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。)

事業区域の所在地	
再生可能エネルギー 発電事業の種別	太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電

変更項目	変更前	変更後

様式第6号(第6条関係) 様式第6号(第6条関係)

第 号年 月 日

様

袋井市長

EÜ

再生可能エネルギー発電事業同意通知書

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条の規定により、次の再生可能エネルギー発電事業について同意します。

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m²
再生可能エネルギー発電 事業の種別	太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電
太陽電池モジュールの 総 面 積 · 枚 数	m² パネルの枚数 枚
風力発電設備の高さ・設置数	m 設置数 基
か、イオマス発電設備の 設置面積・設置数	m² 設置数 基
想 定 発 電 出 力	k W
想定年間発電電力量	k W h
同意の条件等	

様式第7号(第6条関係) 様式第7号(第6条関係)

第 号年 月 日

樣

袋井市長 即

再生可能エネルギー発電事業不同意通知書

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条の規定により、次の再生可能エネルギー発電事業について同意することができません。

事業区域の所在地		
事業区域の面積	m²	
再生可能エネルギー発電 事業の種別	太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電	,
太陽電池モジュールの 総 面 積 ・ 枚 数	m² パネルの枚数 枚	
風力発電設備の 高さ・設置数	m 設置数 基	
ハ ゙ イオマス発電設備の 設置面積・設置数	m² 設置数 基	
想 定 発 電 出 力	k W	
想定年間発電電力量	k W	h
同意することができない理	直由	

再生可能エネルギー発電事業着手届

年 月 日

袋井市長

電話

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

同意	意に	係	る文	書	番号	等	年 月 日付 第 号
事	業 [2	乙均	贞 σ)所	在	地	
再 生発	主 可 電					り別	太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電
エ	事	:	着	=	£	日	年 月 日
エ	事	完	了	子	定	皿	年 月 日
工	事	施	エ	者	住	所	
エ	事	施	į -	Ľ.	者	名	電話
工:	事	担	当	連	絡	先	電話

備考 50kW未満の発電設備について、着手届を省くことができる。

再生可能エネルギー発電事業中止(再開)届

年 月 日

袋井市長

電話

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号等	年	月	日付	第	号
事業区域の所在地					
中止・再開年月日	年	月	目 中.	止・再開	
中止予定期間	年	月	日から	年 月	日まで
中止・再開の理由					
中止時の工事の進捗状況					
関係者等との調整状況					
事故等の防止措置の内容		· ·			
備考		· ·			

備考 中止又は再開のいずれかを○印で囲むこと。

再生可能エネルギー発電事業廃止届

年 月 日

袋井市長

電話

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号等	年	月 日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	号
事業区域の所在地				
廃止予定年月日	年	月 日		
撤去作業期間	年 /	月 日から	年 月	目まで
廃 止 の 理 由				
工事施工者名				
工事施工者連絡先				
工事担当連絡先				
関係者等との調整状況				
事故等の防止措置の内容				
備考				

様式第11号(第10条関係) **様式第11号**(第10条関係)

再生可能エネルギー発電設備の設置(撤去)完了届

年 月 日

袋井市長

電話

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号等	年	月	日付	第	븅
事業区域の所在地					
設置・撤去完了日	年	月	日 設置・	撤去	完了
備考					

備考 設置又は撤去のいずれかを○印で囲むこと。

様式第12号(第11条関係) 様式第12号(第11条関係)

再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書

年 月 日

袋井市長

届出者 住所 (法人その他の団体にあっては) 主たる事業所の所在地 氏名 (法人その他の団体にあっては) その名称及び代表者の氏名 (銀)

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 発電所概要

同意に係る文書番号等	年	月	日付	第	号
事業区域の所在地					
報告対象期間	年	月	日 ~	年3月31日	

2 稼働状況(発電実績等)

月	発電量 (kwh)	特記事項
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10 月		
11月		
12 月		
1月		
2月		
3月		
計		

3 処分費用の積立状況

	円	年3月31日
(処分費用に対する積立率:	%)	

再生可能エネルギー発電設備等状況報告書

年 月 日

袋井市長

電話

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

状	況 確	認	年 月	日	年 月 日
確	認	者	氏	名	
発	電設	備	の状	淣	
事	業 区:	域 内	の状	说	
異?	常時に対	する	対応の	内容	

備考 被災した状況及び講じた対策の内容が確認できる写真を添付すること。

(表)

第 号

再生可能エネルギー発電設備立入調査員証

所 属

氏 名

交付年月日 年 月 日

袋井市長

即

(裏)

- 1 本証は、袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和 に関する条例第19条第1項により立入調査を行う場合には、必ず携帯しなけ ればならない。
- 2 本証は、本関係人の請求があったときは何時でもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

様式第15号(第13条関係) 様式第15号(第13条関係)

> 第 号 年 月 日

再生可能エネルギー発電事業指導助言通知書

様

袋井市長

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第20条 第1項の規定により、次のとおり通知します。

事業区域の所在地	
再生可能エネルギー 発電事業の種別	太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電
指導助言の内容	
1日守功日(7/1)日	

様式第16号 (第13条関係) 様式第16号 (第13条関係)

> 第 号 年 月 日

再生可能エネルギー発電事業勧告書

様

袋并市長 即

袋井市自然環境、景観等の再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第20条 第2項の規定により、次の措置を講じるよう勧告します。

なお、正当な理由なく勧告に従わないときは、同条例第21条の規定により、当該事業者の氏名及び住所その他必要な事項を公表します。

事	業	区:	域	の所	在	地						
再発	生 ¹ 電	可能 事	工業	ネカ の	レギ 種	力別	太陽光	発電	•	風力発電	٠	バイオマス発電
措		置		期		限			年	月	日	
勧行	告事	項										